

## 会議の概要（議事録）

会議の名称	(番号) 1-38	令和4年度第1回 墨田区図書館運営協議会		
開催日時	令和4年7月16日（土） 午前10時から正午まで			
開催場所	墨田区立ひきふね図書館5階会議室			
出席者数	<b>【委員】11名</b> 日向 良和（会長）、今井 福司（副会長）、駒田 るみ子、影山 祥仁、藤山 光子、齊藤 宮子、原 平充、森脇 直之、小島 光洋、牧野 雄二、大津山 浩美 <b>【事務局】3名</b> ひきふね図書館長、ひきふね図書館次長、ひきふね図書館担当職員			
会議の公開 （傍聴）	公開(傍聴できる)	部分公開(部分傍聴できる)	傍聴者数	3人
	非公開(傍聴できない)			
議事	1 墨田区図書館運営協議会会長及び副会長の選出 2 令和3年度図書館事業の実績報告及び利用者アンケートの結果報告 3 電子書籍の現状について 4 その他			
配付資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 次第</li> <li>・ 資料1-① 図書館事業実績推移（貸出者数、貸出点数）</li> <li>・ 資料1-② 令和3年度 墨田区立図書館事業概要</li> <li>・ 資料2 墨田区図書館 利用者アンケート結果（概要）</li> <li>・ 資料3 電子書籍の現状について</li> <li>・ 参考資料1 令和4・5年度墨田区図書館運営協議会委員名簿</li> <li>・ 参考資料2 墨田区図書館運営協議会要綱</li> <li>・ 参考資料3 墨田区図書館運営協議会要領</li> </ul>			
会議概要	議事1 ・会長及び副会長の選出（p.1） 議事2 ・利用者アンケート結果についての意見、質疑（p.1-2） ・夜間の資料受け取りについて（p.3-5） 議事3 ・電子図書館についての質疑（p.6-11） ・障害者サービスにおける電子図書館利用の現状（p.7-8） 議事4 ・リンゴの棚について（p.11） ・図書館未利用者への取組、読書のきっかけづくりについて（p.11-12） ・オンライン等での著作物利用と著作権について（p.12-13）			
所管課	ひきふね図書館（電話：5655-2350）			

## 議事第 1

### 墨田区図書館運営協議会会長及び副会長の選出

(墨田区図書館運営協議会要綱及び墨田区図書館運営協議会運営要領の規定に基づき、委員内の指名推選により、会長に日向良和氏、副会長に今井福司氏が選出される。)

## 議事第 2

### 令和 3 年度図書館事業の実績報告及び利用者アンケートの結果報告

事務局 資料 1-①「図書館事業実績推移（貸出者数、貸出点数）」

資料 1-②「令和 3 年度墨田区立図書館事業概要」

資料 2 「墨田区図書館 利用者アンケート結果（概要）」について説明

日向会長 何か質問や意見はあるか。

原委員 貸出数が伸びていることがグラフから分かったが、新たに図書館を利用する人が増えて貸出数が増えているのか、同じ人がたくさん借りるようになって増えているのか教えてほしい。

事務局 資料 1-② p 4 の登録者数は、昨年度に比べてそれほど変化していない。考えられるのは同じ利用者がより利用するようになったと考えられる。

原委員 そうすると図書館としては認知度を上げてもっと多くの人に使ってもらうことが一つのテーマになるということでしょうか。

事務局 そうである。

牧野委員 ウェブでの予約はコロナ禍以前より増えているか。

事務局 増えている。

小島委員 アンケートについて、配布はどのように行ったか。「ご自由にお答えください」なのか、時間帯を決めたり、来館者全員に渡したりしたのか。

事務局 ひきふね図書館では 2 階カウンター前に設置し、自由にお持ち帰りいただいた。なお、コロナ禍以前は、机も設置し、その場で回答することもできた。館によっては、カウンターで利用者にお声がけしているところもある。

時間の設定などはなく、開館時間中はアンケート用紙を手にとれる状態であった。

小島委員 通常、アンケートを行う場合は、配布方法、配布数、回収数を確認することが基本的な考え方になっている。そうしなければ、このアンケート結果が区民の声の代表性を持っているかというところで問題となってくる。

次に、こどもとしょしつ及びティーンズコーナーを利用したことがない人が減ったとあるが、親と子がいっしょに来館した際は、このアンケートは親に回答してもらっているのか。子供は家族で来館することが多い。その場合、親だけが回答するのであれば「親が子供を誘って来館するようになってきた」と解釈できる。

事務局 アンケートは、こどもとしょしつにも、同じ内容でわかりやすくしたものを設置した。実際にアンケートを答えた方がどうであったかを記入していただいている。

**小島委員** 次に、web リクエストサービスの回答の選択肢について、「知っている」「知らない」「利用したことがある」「知っているが利用したことがない」の4択が非常に答えづらい。要素としては知っているかどうか、利用したことがあるかどうかで、分析する際にわかりづらかった。

また、問8-2ではweb リクエストそのものが、何ができるサービスなのかということの説明したうえでの回答なのか。というのは、問10で大学図書館や他区（他県）の図書館との連携という回答が、webOPACを使った他図書館へのリクエストということになるのかどうかということ解釈するために必要となってくる。

**齊藤委員** 資料1-②p5の(2-3)に点訳図書の除籍という項目があるが、どのような基準で除籍をされるのか、また点訳者としては何の本が除籍されているのかが知りたい。

緑図書館が直営だった頃、点訳図書はかさばるものなので、障害者サービスの担当者とデータ化して整理しようとしていたが、途中で頓挫してしまった。その後も整理しましょうという話もあったが、コロナ禍の影響もあって中途半端な形で終わっている。点訳図書の場合、専門的な知識が必要で、規則が変わってしまっている部分もあるので、整理に協力させていただきたい。必要なものは再点訳し、最低限データを残しておけば図書館としても問題ないはずである。

**事務局** 点字図書の除籍基準等については、後日回答する。

**大津山委員** アンケートの問6-1において、「コンピュータ関係」が最近増えている傾向にあるということだが、年代的にどういう人たちが興味を持っているか知りたい。

今年から高校で「情報」という科目が増え、課題で「ウェアラブルデバイスについて」「自動翻訳の未来はどうか」などが出た。今回のアンケート期間中はまだ「情報」という科目はなかったが、大人のビジネス向けのものとして要望が増えてきているのか、学生たちが興味を持ってきているのかどちらか。

**事務局** 細かくデータを分析すればわかると思うので後日回答する。回答者の属性を見ると小中高校生は多くないため、大人に偏っているかもしれない。

**森脇委員** 利用者視点からの要望がある。まず、ひきふね図書館は自動貸出を行っているが、貸出間違いなどは起こったりしないものか。

**事務局** 予約資料の場合、予約者の貸出券でないと貸出処理を行うことができないようになっている。また、ICタグを利用したブックディテクションシステムを導入しているため、貸出処理をせずに館外に持ちだそうとすると出口でブザーが鳴るようになっている。

**森脇委員** そうであれば、貸出すときに人がいなくても問題ないため、現在の開館時間を延ばすことはできないか。極端に言うと、2階の予約棚と自動貸出機のエリアだけ24時間開けておくというようなことはできないか。

**事務局** 施設の中なので危機管理の面で問題が出てきてしまう。例えば、火を点けられるなど。施設内には人の目が必要である。

**森脇委員** ビデオを付けるとか、柵を作るとか何か工夫をして開館していただければ、利用者としては利用しやすくなる。

**小島委員** 今考えたことなのだが、その話は性善説に立った場合であり、性悪説に立ち、悪意をもって置いてある本を引きちぎってしまう、そういう悪さをする人間がいると考えると、図書館においてはそれをされてしまうと知的財産の喪失という取り返しがつかない事態を招きかねない。それが危機管理の問題であり、無人化した際にそれを予防できるかどうかということになると思う。

**日向会長** 他の自治体の例だが、いわゆるマンションにあるような宅配ボックスと同じように、予約された本をボックスに入れて、暗証番号をメール等で利用者へ連絡し、その図書のみ引き取りができるところはある。そこはロッカーがたくさん並んでいて、あまり長い時間いる場合は、警備員がやってくる仕組みになっている。本棚まで行って本を選んだりはできないが、夜間も含めて 24 時間やっている例もある。

夜間に書架まで行って選ぶことができる例はあまりないが、医学図書館などでは入館にカードキーを利用して 24 時間館内に入れるようにしている。これは医師が 24 時間対応などでどうしても閲覧が必要な時に利用できるようになっている。

いくつかのやり方があり、コストもかかると思う。この場においては、開館時間の延長や貸出の方法、次の議題にはなるが、電子書籍や電子図書館であれば時間に関わらず、いつでも利用できるようになる。そういうご要望があったということでのよいのではないか。閉館時間になったらシャッターを下ろして特定の場所にしか入れないようにするというのも、施設改修の必要性が出てくるが、技術的にできないというわけではない。

**原委員** 今の話は図書館が便利になって利用者にとってはよいが、一方、図書館を利用していない人や知らない人にもっと利用してもらうようにするという裾野を広げる活動も忘れずにいてもらえるとよい。

**日向会長** 私の所属する大学でも、以前「24 時間図書館を開館してほしい」という要望があったが、学生には「昼に授業を受ける必要があるので夜は寝てください」という趣旨で回答した事例があった。また、遅くまで開館するということは帰り道で犯罪に巻き込まれる危険性なども出てくる。私の大学では図書館の開館時間は 21 時までであり、22 時、23 時まで開館時間を延ばしてほしいという声もあるが、費用面のコストとは別にそういった要素もある。

多様なライフスタイルの方がいるので、それに対応する図書館サービスという意味では、時間や方法の面で柔軟に貸出しができることは重要なことである。

その他学校の側からの意見はあるか。

**影山委員** 今の話の続きで、便利になるとということだと、宅配のような形になっていくのかなと考えたりしていた。その場合、図書館の存在意義のようなところが問われてくるのではないか。

学校としては、図書室に子供達が来て借りていくのだが、図書館では人気があっ

て借りられないような本も比較的すぐ借りることができる。そういう点で、子供達はたくさん利用しているのではないかと思う。

一時期、図書室で2日間の取り置きを行っていたが、本が滞ってしまい、子供達が借りたい本を借りられない。そして、子供達が図書室に行かなくていいやと考え、借りる量が少なくなっていくということがあった。便利になればなるほど使わない人は使わなくなっていくのではないかと考えていた。

**駒田委員** 中学校から2点ある。まず、裾野を広げるということは、教育の力が大事かなと思う。普段何でもないときはいいのだが、人生で何か壁にぶつかるとか、人間関係に悩むことがあったときに一つの解決方法として、本を読むとか、図書館や図書室へ行くという術を義務教育の間にしっかりと身に付けておくということが、その人の長い人生の中でも有意義になってくると思う。何かに悩んだときなどに、普段は行かないけれどちょっと図書館に行ってみようと考え、いつも使っている曳舟駅の反対側に図書館があったなと思えるようになる。すぐに答えが出るわけではないが、心理的な働きかけを行っていくことが、学校教育、学校図書館の役割の一つだろうと思う。

便利を追求するという部分では、極端な考えになるかとは思いますが、今SDGsが叫ばれている中で、国連の広報センターなどでも図書館とSDGsとの結びつきや図書館がリーダーとなって引っ張っていきましょうというような取り組みを行っている。そういったときに、はたして24時間型の社会を推進するようなことを図書館が率先していくのはどうかと思う。先ほど会長の話で学生は夜寝なさいというような話があったが、それと同じでいろいろなお仕事をされている方がいるし、夜に働いて昼寝している方もいることは承知しているが、端的に言うと、昼間と同じような施設が深夜0時過ぎにもあるというのは環境的にどうかと思う。図書館や区が進めようとしているSDGsの考え方と相容れない部分が出てくるのではないかと、少し極端とは思いますがお伝えさせていただく。

**事務局** ハード面から説明させていただくと、ひきふね図書館はマンションと共有で建っている施設なので、図書館の工事や修繕等はマンションの持ち主との協議が必要となる。近隣商業施設なども建物の外に宅配用の機械があり、荷物を受け取れるシステムがあるが、例えば、そういうものを置くとなると、2階のスペースはマンションの所有部分になっているため、そこに物を置くことがハードルとなる。また、同様の理由で、ひきふね図書館2階の予約棚及び貸出機のエリアに、その他のエリアへ絶対に入れないセキュリティとして、シャッターを取り付けるなどの工事を行うのは厳しい。

ひきふね図書館2階にトイレがあるが、公共の図書館なのでいろいろな方が利用される。館によっては、そのトイレに入って体を洗う人がいたり、トイレトーパーをまとめて流して詰まらせるなど工事が必要になるケースもある。現在、図書館を涼み処として利用してくださいと言っているのだが、本当に様々な方が利用されている。夜中にそういった場所を開けるとなると、寝床として利用されてしまう

ことも考えられ、公共の場所だからこそその問題も実際に出てくると思う。

ハード面からすると、マンションの一部ということでハードルが高い面があることを報告させていただく。

**日向会長** 要望として幅広く利用したい、借りたいという意見があるので、そこをどのようにしていくかということは図書館側で考えていただければと思う。

副会長から何かあるか。

**今井副会長** 私としては、学校を専門としているということもあり、アンケートで小中高校生の回答が伸びていないということは少し寂しい。ただ、実際の高校生の読書調査などを見ると、高校生がなぜ読書をしないのかというと、本が面白くないのではなくて、他の活動に時間が割かれてしまって落ち着いて本を読む時間がないという話もあるので、そもそも図書館を利用するための時間がない可能性もある。大学で司書教育課程を教えていると、図書館を利用したことがないのに、司書資格を取りたいという人がけっこういる。しかし、実際利用してみると、「図書館ってこんなに面白かったんだ」とか、「卒業論文の作成にとっても役に立った」という意見をたくさんいただくので、図書館を使ってもらって体験みたいなものをどこかで提供できるとよいのではないか。小中高校生にも図書館を使ってもらえるような工夫ができればよいと思うのでアイデア出しのようなことは一緒にさせてもらえればと考えている。

### 議事第3

#### 電子書籍の現状について

##### 事務局 資料3「電子書籍の現状について」について説明

**日向会長** 本議題については、本日何かを決定したり、結論を出すということではなく、こういう電子書籍の状況について皆さんの意見や要望をお聞きしたいという趣旨である。何か質問や意見はあるか。

**小島委員** 仮に電子書籍を導入することになるとすれば、利用者として用意や準備するものはあるか。

**事務局** インターネットのブラウザから見ることができるので、PC やスマートフォンなど一般的なインターネット環境があれば利用できる。

**小島委員** 何か電子書籍を提供している側が指定するアプリケーションを入れなければいけないということではないということか。

**事務局** そのとおりである。あくまでも図書館からお貸しするもので、図書館のホームページから電子図書館のページに入って利用していただくことになる。

**小島委員** 青空文庫などは直接ブラウザから利用ができるので、青空文庫を図書館で導入することに意味はあるか。

**事務局** 青空文庫は無料で見ることができるが、ある程度の金額を収めて電子図書館で利用できるようにすることで読み上げ機能が使えるなど、業者側で工夫をして利便性を高めている部分もある。他の自治体もプラスアルファの料金を支払って導入

している。

**大津山委員** 通常の図書であれば誰かが借りていると自分が借りることはできないが、電子書籍であれば同時に借りることができるのか。

**事務局** 1冊の本を複数の人が同時に閲覧することはできず、1人ずつ利用するという通常の図書館と同じような仕組みとなっている。そこでは、図書館に来るという行動が1つ減って、人を介さずに貸出や返却ができるようになるというメリットがある。

**日向会長** 図書館としては、延滞者への電話等の督促作業が不要になり、前の利用者が返さないの次の方が借りられないということがなくなる。逆に利用者としては、返却するという行為を特に考えなくても自動的に返却したことになり、返却期限が来たら次の人が借りることができるようになる。

**森脇委員** 説明であったシステムを導入するための費用やランニングコストが高額だと思ったが、これは他自治体と連携して導入するようなことは考えられないか。

**日向会長** それはできない。独自のシステムを作って、電子書籍を供給する会社からコンテンツを購入するのではなく、ベンダーが指定したシステムを使わなければ電子書籍を購入できない仕組みとなっている。基本的にはベンダーが作っているシステムで、形を変えたり、区ごとに期限などを設定して利用するというところで費用がかかっている。そのベンダーが作ったシステムに乗るしかないというビジネスモデルになっている。

**森脇委員** 将来的に墨田区と他の自治体が連携するということは考えられないか。

**日向会長** ベンダー側がそういう契約の仕方を許してくれればよいが、それはベンダーとしてビジネスにならなくなってしまうのでやらないということである。それぞれの自治体と契約することで儲けが出るプラットフォームビジネスである。

**森脇委員** 自治体の規模によって予算が全く違うと思うので、それによって支払いができる、できないということがあると思うがどうか。

**日向会長** 自治体で導入する場合、その自治体の人口によって料金が変わるようになっている。つまり、人口が多い自治体はそれだけ利用量が多くなり、ベンダー側としてはたくさんサーバーを用意しなくてははいけない。

**森脇委員** それを考慮した費用ということか。

**日向会長** ベンダー側もビジネスとしてやっているので損をしないように、できるだけ儲かるようにしている。いろいろな会社が電子図書館システムを作って競争してくれればよいが、今は3、4社しか選択肢がない状況であり、金額もだいたい同じくらいになっている。

**今井副会長** 補足しておくとして、たとえば独自にシステムを作ったとすると、コンテンツの購入については1タイトル毎の交渉になってしまう。簡単に言うとシステムのランニングコストには、出版社側の何千、何百という作者と交渉するというコストも上乘せされていると考えておいていただいたほうがよい。例えば、ある出版社のこの本が読みたいとなったときに、墨田区が交渉すると、まず出版社が作者と連絡

を取って、いくらで提供するかという契約を結び直すところから始まるので、そのコストを考えるとベンダーが提供する価格より高くなる状況にある。ベンダー側は、そういったコストも肩代わりしてくれているということも考えていただければと思う。大学図書館でも電子ジャーナルなどを導入していて、その価格がかなり高いが、やむを得ず使っているという状況である。

**日向会長** 皆さんはそもそも電子書籍を使った経験はあるか。

**齊藤委員** 私はほとんどないが、点訳など視覚障害の業界ではすでにサピエ図書館という電子図書館システムができています。私は点訳したデータをアップロードする資格を持っているので、データのアップロードや必要なもののダウンロードをしています。利用者は基本無料で、国からの助成や補助もあるので利用することができます。管理している側はかなり大変で、年に1回はサーバーの調整をしており、不具合が起こって騒ぎになることもあります。ただ、それによって視覚障害の方の情報収集の環境は変わってきている。この場合、著作権は例外規定が適用され、著作者に許諾を得なくても点訳することができるようになってきている。また、以前はできなかったが、現在は音訳もできるようになった。対象が障害者であるということで、視覚障害に限らず、他の障害をお持ちの方でも、マルチメディアデイジーなどが開放され自由に使われている。電子図書館が難しくても、マルチメディアデイジーを使いたいという方は他にもいるのではないかと思いますので、そちらの需要の掘り起こしなども考えていただきたい。

ついでに、墨田区立図書館にりんごの棚を設置していただきたい。ひきふね図書館の場合は児童室が別館になっているので、そこに障害を持った保護者の方が来た際に、どういう本があるか全然わからない。一度ひきふね図書館でバリアフリー図書展示を行った際に、4階にある障害者関係資料の棚からお子さん向けの本をたくさん持ってきて展示したが、障害を持った保護者の方が、「この本は借りられるんですか」「普段どこにあるんですか」と尋ねられた。りんごの棚の運動が今全国的に起こってきているので、ぜひこの機会に各館で工夫したリンゴの棚を作っていただきたいという希望がある。マルチメディアデイジーなど障害者の方しか借りられないものではあるが、見本だけでも置いておいて、必要な方はおいでくださいということでもよい。そういった意味での電子図書館、デイジー図書などを障害者サービスで活用するということも考えていただきたい。

**日向会長** 今話のあった障害者向けの資料は利用するのに事前の登録が必要になり、そういった限定があるので、無料で利用ができたり、作者の許諾なしでデータを作ってアップロードしたりすることができる。

電子書籍のほうにもう一度話を戻すと、電子書籍のメリットのひとつとして、よりユニバーサルな点が挙げられる。高齢で目が見えにくくなった方とか、障害などではなく何らかの理由で図書館に行きづらい、行くのが面倒という方にでもメリットがあるという意味で、ユニバーサルな形の読書が可能と言える。

障害者限定であれば、すでに電子書籍の仕組みがかなりできていて利用されてい

る。どんどん新しい本も録音資料や点字資料で増えている。一般の人たちも電子書籍を導入することで、おひとりで子育てをされていて外出が短時間しかできないとか行動ルートの中に図書館がないとか、何らかの理由で外に出られない、出たくないという、そういった方にも本を届けられる。入院されている方などにも注目されており、病院内に図書室を作るという方法もあるが、スペースがなかったり、結局病室から図書室まで行かなければならなかったりするのでは、ユニバーサルな読書として電子図書館というものがある。

学校の生徒などでも住んでいる場所によって図書館に寄りやすい、寄りにくいがあったり、部活動などで図書館の開いている時間と合わなかったり、もしかすると電子図書館のほうが読みやすい可能性もある。もし、学校で生徒たちに進めるとしたらいかがか。

**影山委員** いろんな人が使えるという面はよいと思うし、自分が使ってみて画面を拡大したり、画像をじっくり見たりできるのは便利だが、費用面で公立学校では難しい部分がある。子供達には一人一台タブレットが配布されているので、そこで自由に使えるのであれば大歓迎である。

通勤時など周囲を見てみると、電子書籍だとそれなりに年齢の高い人でも漫画を読んでいたりする。長い文章を読んでいるような人は紙の本で読んでいるのかなという感想である。自身も活字を読むのは紙の本のほうが読みやすいので、そこは分けて考えていかなければいけないのではないかと思う。購入にお金がかかるので、市販の電子書籍という意味では小学生はまだ使ったことがないかもしれない。

**日向会長** 確かに漫画は多いが、小学生向けの電子書籍はあまりないかもしれない。

**駒田委員** 青空文庫にあるような図書は、学校で貸すとなると誰かが借りていけば誰かが借りられないということになるので、一人一人が自由に読める環境であるほうが断然使いやすい。また、集団読書などにも利用できる。ただし、健康面のことが指摘されていて、視力が落ちているとか、まだはっきりと検証されているわけではないが、問題点も感じている。

自分自身の経験をいうと、安いから電子書籍を買うということもあるし、例えば雨が続けていると本屋に行くのが大変なので電子を選ぶこともある。そして、すぐに読めるという点で利便性がある。青空文庫などもよく読む。私自身は元々目が悪いこともあり、電子書籍の影響で目が悪くなったとは感じていないが、子供達に利用させるのには抵抗があるという考えである。

**今井副会長** 先ほど電子書籍のネガティブな面をお話ししたので、ポジティブな面もお話しすると、電子書籍のプラットフォームは、大学の教員も授業で教えるためにいろいろと触っていて、例えば Overdrive を導入している龍ヶ崎市立図書館の電子図書館を登録なしで利用できるまで学生たちに見せたりしている。本日出席されている委員の皆様はおそらく実際のプラットフォームを見ないで話をされている可能性もあると思うので、ここまでは登録なしで利用することができるということをお知らせしたうえで試しに使ってみるといいのではないかと。

Amazon や紀伊國屋の電子書籍サービスとはだいぶ違うところもあるので、可能であれば会社側からベータテストなどで区民の皆さんも含めて試しに使ってみるといふ機会を設けたほうが、かかる費用のことを考えてもそうであるし、こういうふうに使えらるということが見えてきてよいと思う。

**日向会長** 学校図書館向けの電子図書館で、学校限定の読み放題サービスなのだが、生徒数×単価のような形で学校図書館が契約するものもある。ただし、各学校で導入するよりは、区で導入したほうがよい。先ほど他自治体との連携は難しいという話があったが、墨田区で導入したものをその区内の子供達が使うということは墨田区の払うお金の中でできるので、各学校で電子図書館を契約するというのはもったいないと考えている。

電子書籍はマイナスな面もあるが、健康面の問題は電子書籍のせいというよりは、スマートフォン等全体の問題点である。スマートフォン等を見る時間が長くなるという問題はある。

一方、いつでもどこでも読めて、読みたいと思ったときに買うことができるというよい面もある。ただし、今の電子図書館システムでは読みたいと思ふ本がない。だいたい少し前に流行った本などが多く、本屋で見た本を図書館で検索すると、紙の本はあるが、電子では出てこない。あくまでも今導入するとなると、紙の本のサービス、今の図書館サービスは維持したうえで、プラスアルファで図書館を利用しづらい人に対してアプローチする一つの方法として考えていかないとなかなか難しい。

そこで区の方に理解しておいていただきたいことがある。費用のかかることなので、電子にお金をかけるから、紙の本を買わなくていいだろうという意見を必ず言われることになると思う。大学図書館でもよく言われる話なのだが、そうしてしまうと図書館のサービスとしては落ちてしまう。つまり個々の図書館サービスは質が落ちてしまうが、今の電子図書館システムはそれをカバーするほどのサービスにはなっていない。そこは注意をしてほしい。

ただし、先ほど言ったように、学生なども様々な理由から学校に来ることができない、外出ができないということが増えていたり、高齢者福祉施設などでもなかなか外出ができない方がいたりすると思うので、そういう方が気軽に読書できるのは良い点である。私の父など誰かが連れていけば図書館に行くという人もいる。読みたい本があるかもわからないようなときには、たとえ家族であってもわざわざ連れて行ってほしいと言うことに抵抗があると思うので、自分で選んで読めるということはメリットがあり、そういう意味ではポジティブな面もある。

では、どのくらい時間が経てば、このサービスが良いものになっていくのかということとは現段階ではわからない。ただし、少しずつ出版社もタイトルを増やしているし、システムも改修されている。たくさんの図書館が導入すればするほど、おそらくシステム一つ一つの値段は下がってくる。現在、全国の約1,800ある自治体の中で導入しているのは300くらいなのでもう少し様子を見てもよいのでは

ないか。

今井先生から案内のあった龍ヶ崎市立図書館ではゲストという扱いで電子書籍を少し読むこともできるので、例えば自身がケガをして家から出られないときにこういうふうにできたらいいなとイメージしながら試してもらえるとよいと思う。

説明であったリフローやフィックスといった形式や、タブレットとスマートフォンでも見え方や使い勝手が違ってくるので体験してみしてほしい。

可能であれば体験イベントもよいと思う。図書館に来てくれている、本に興味のある利用者にとりあえず見てもらって、サービスについて意見をもらってもよいし、頼めば学校の図書館などでもやってくれると思うので、場所を移して意見を伺うのもよい。

意外と導入した自治体の首長さんなどでも実態を知らなかったりして、導入された後に利用されないということが一番大変である。山梨県立図書館は今年タイトルを増やしたのだが、あまり利用されておらず、県としては、鳴り物入りで導入したのに利用が伸びず、もっとPRするようになど言われ、実際「内容がつまらない」「面白い本がない」と言うことはできないので困るということもある。実際に面白い本がないのだが、そういった点も時間が経てば変わってくると思うので、ぜひ継続して研究していただきたいし、今年度もう一度くらい電子書籍については議題としてもよいのではないか。

全国的には導入しようというふうになってきているとは思う。コロナがきっかけではあるが、メリットも出てきているので、移動や外出が困難な方がけっこういて、そういう人を支援することが図書館の役割としても重要であると思うので、いろいろな情報や意見を集めていただいて、財政面の課題も含めて検討いただきたい。

**牧野委員** 皆さんのお話を聞いていて、どういったねらいをもつのか、図書館の考え方を決めることが大切であると思った。ベースとなるものをまとめてもらおうと議論がより活発になると思う。例えば東大阪市ではGIGAスクール構想によりタブレットを児童・生徒に1人1台配布していることに注目し、児童・生徒に対して電子図書館サービスのIDを付与、図鑑などのコンテンツを提供しているそう。また、今回とりあげられた利用者アンケート結果をみると、洋書や雑誌、視聴覚資料などについて今後充実・改善したほうがよいという回答があり、図書館に来づらい方にそういったニーズがあれば、注目してみることも考えられるだろう。他館の事例や区民ニーズをヒントにしながら、ねらい等を考えたうえでどの事業者のサービスが適しているか、他自治体との連携は可能性としてあるかなどの検討をさらに進められると思う。

**日向会長** 今回は皆さんの感想やご意見をいただいたのでぜひ今後も継続して話をしていきたい。

## 議事第4

### その他

**日向会長** 先ほどの視覚障害者向けの資料について、資料として所蔵されていることが目に見える棚を各図書館に作っていくことが重要ということで、リンゴの棚を前向きに検討していただきたい。その中でスペースには限りがあるので、何を置くか、何が必要かを各図書館であらためて精査し、その運営の仕方なども相談しながらやっていただきたい。

また、コロナ禍でボランティア活動自体も低調になり、2年経って段々と人が離れてしまうと、再度始める際、新しく始めるのと同じくらい大変になる。新しく入れ替わり入ってきた住民の方もいると思う。あらためて今まで行ってきたイベントなどをもう一度やって、知ってもらえる機会を作ることが重要になるので、前向きにご検討いただきたい。

**原委員** 今の話にも絡むが、図書館に来るきっかけを作るためのイベントなどの話も議題に載せてもらえると嬉しい。新型コロナウイルス感染症の関係で図書館に人を集めることが難しい場合は、オンラインでのイベントなども合わせて考えるなど、そういったことが今は議題にも挙がっていないので、貸し借り以外の部分にも光を当ててもらいたい。

また、2年で人が入れ替わるという話でいうと、2020年頃に大学が近くに2校できた。そうすると、この地域に住む学生が増えていてもおかしくないのに、アンケート結果で利用者数の構成があまり変わっていないということは、もしかすると学生は図書館がどこにあるのか、この周辺のことを知らないのではないかと。そうであれば、学生向けというわけではないが、せっきく大学が来たので、それをきっかけとしたイベントであったり、もしくは蔵書であったりと考えられるはずが、今なかなかできていないという状況がある。そういったところを変えていってこそ図書館が区のためになるのではないかと考えている。

あと一つ、ただ本が並んでいる中からこの本がいいと選べる人は、いるとは思いますが少ないのではないかと。本を選べない人も相当数いるのではないかと。この本がいいよと言うことができればいいのかということもそれも違う気もする。単に本を並べればよいというわけではなく、何かきっかけを与えるということが大事であると、ひきふね図書館パートナーズでイベントをやってきて実感している。現在も展示など行っていると思うが、本を読みたいと思ってもらえるきっかけを与える何か、そういったイベントなども積極的に行ってもらえるとよい。

**藤山委員** オンラインで本の内容を伝えることについて著作権が問題になるという話があるが、ブックトーク程度なら大丈夫など、どの程度であれば問題ないのか教えていただきたい。

**日向会長** 基本的に本の紹介であれば問題ない。あらすじを詳細に伝えるとか、オチを言うてしまうのはダメである。

**藤山委員** 絵本の場合はどうか。

**日向会長** 絵本のページを見せるのは基本的にダメである。絵本の表紙を見せながら語るということはあるが、その絵本の表紙も画面に大きく映しすぎるとダメである。画面で絵柄などを伝えてはいけないことになっている。画面で絵を鑑賞したことになってしまう使い方がよくないので、絵本の紹介には絵を見せずに紹介するのが一番よい。絵本のことを伝えるのに絵を見せないことがよいか悪いかという話はあるが、本のタイトルとこういう面白さがあるのでぜひ読んでもらいたいという短い動画を作るくらいであれば問題はない。

作者は内容がわかってしまうと困る。読んで初めて子供達に内容を知ってほしいと思って作っていて、そんなに文章も多くないので、話の筋立てやキャラクターなどを詳細に説明してしまうと、それを見ただけで読まなくてもいいやと思われてしまう。

**藤山委員** 絵を見せて面白そうと思わせることもダメか。

**日向会長** それはダメである。絵本を見せるというところがポイントで、絵本作家からすると見せてしまうとその魅力が半減してしまうことになる。だから絵本の紹介をオンラインで行うのは難しい部分がある。

**小島委員** 絵本は、絵と文章それぞれに独立した著作権があるということでよいか。

**日向会長** そうである。両方同じ場合もあるが、およそ絵と文章は別の方が作っている。

**駒田委員** 昨年度まさにその悩みを抱えたので紹介する。中学生が幼稚園、保育園、小学生の子供達に読み聞かせをするという場面があり、新型コロナウイルスの影響で直接行うことができなくなった際に、オンラインや動画にして届けることを考えたが、当然できないだろうという話になった。しかし、出版社の方に問い合わせをしてみたら許諾が下りて、意外に感じた。それは教育活動の場であるからとか、実際に集まるのが難しいのでという条件が付いたからかもしれないが、出版社に聞くと許諾が得られる場合もある。

**日向会長** 保育園の児童など相手が少人数で、その場限りであるため許諾が得られたのだと思う。あくまでも現地に行く代わりにDVDを保育園などに送って見てもらうという場合は見る人が限定される。一方、YouTubeなどインターネットのウェブサイトに動画をアップロードすると、世界中の誰でも見ることができるようになってコントロールが効かない。だから条件が違うのではないか。

2020年は出版社も読み聞かせができない代わりに、対象者が限定されている場合はけっこう許諾を出していた。今はもう難しくなっているかもしれない。

以上で、令和4年度第1回墨田区図書館運営協議会を閉会する。